

建設委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設委員会規程等の一部を改正する訓令

(建設委員会規程の一部改正)

第1条 建設委員会規程(昭和30年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>総合政策室政策推進課総括課長</u></p> <p>(2)～(18) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>総合政策部政策推進課総括課長</u></p> <p>(2)～(18) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(庁議運営規程の一部改正)

第2条 庁議運営規程(昭和38年岩手県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庁議に出席する職員等)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。</p> <p>(1) <u>総合政策室首席政策監</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>総合政策室広聴広報課総括課長</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>総合政策室秘書担当課長</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局の長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料29部を付議しようとする庁議の開催の日前3日(その日が休日に当たるときは、その前日)までに、<u>総合政策室長</u>に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 庁議において審議すべき案件で庁議の開催の日前にあらかじめ庁議の構成員にその要旨及び資料を配布する必要があると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、付</p>	<p>(庁議に出席する職員等)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。</p> <p>(1) <u>総合政策部首席政策監</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>総合政策部秘書課総括課長</u></p> <p>(5) <u>総合政策部広聴広報課総括課長</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局の長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料29部を付議しようとする庁議の開催の日前3日(その日が休日に当たるときは、その前日)までに、<u>総合政策部長</u>に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 庁議において審議すべき案件で庁議の開催の日前にあらかじめ庁議の構成員にその要旨及び資料を配布する必要があると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、付</p>

<p>議しようとする庁議の開催日前相当の日までに、<u>総合政策室長</u>に送付しなければならない。</p> <p>(記録)</p> <p>第8条 <u>総合政策室</u>秘書担当課長は、庁議における審議の結果を記録しておかなければならない。</p>	<p>議しようとする庁議の開催日前相当の日までに、<u>総合政策部長</u>に送付しなければならない。</p> <p>(記録)</p> <p>第8条 <u>総合政策部</u>秘書課総括課長は、庁議における審議の結果を記録しておかなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(出資等適正化調査委員会規程の一部改正)

第3条 出資等適正化調査委員会規程(昭和43年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>総合政策室長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総合政策室</u>経営評価課において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>総合政策部長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総合政策部</u>経営評価課において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。